

食から始める健康「食生活改善啓発イベント」に係る企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、食から始める健康「食生活改善啓発イベント」(以下、イベントという)に係る企画コンペに関し、公正かつ適正な審査を実施するために必要な事項を定めるものである。

2 審査員の構成

審査員は下記の5名とする。なお、審査委員長をスポーツ振興課 課長とし、審査を総括する。

スポーツ振興課	課長
スポーツ振興課	課長補佐(総括)
スポーツ振興課	課長補佐(指導)
スポーツ振興課	健康教育担当主幹
スポーツ振興課	管理担当副主幹

3 審査方法

コンペ参加業者の企画提案書に基づくプレゼンテーション方式(説明20分、質疑応答10分)で実施し、審査項目ごとの点数評価を行う。

(1) 審査項目

- ① 全体企画に関すること
※仕様書に沿った提案がなされているか。
- ② イベント運営に関すること
※支障がでない運営体制等の提案がなされているか。
- ③ 会場施設に関すること
※安全で効果的な会場設営の提案がなされているか。
- ④ 告知に関すること
※イベントの告知に効果的な提案がなされているか。
- ⑤ 企画から実施までのスケジュールに関すること
※計画的な業務スケジュールになっているか。
- ⑥ 予算等に関すること
※経費の積算に無駄がなく、妥当であるか。

(2) 採点・選定方法

- ① 審査員は、審査項目(上記3の(1))について、5点満点の5段階評価で採点する。
※各審査員の持ち点は30点(30点×5名=150点満点)
- ② 審査員は、審査項目の点数を集計して、合計点数を算出する。
- ③ 全審査員の合計点数を集計し、最も高い業者を委託事業者として選定する。但し、最低基準点(150点満点の6割)を超えた場合に限る。
- ④ 合計点の最も高い業者が複数ある場合は、審査員による再協議のもと、委託事業者を決定する。
- ⑤ 合計点の最も高い業者が最低基準点に満たない場合、該当者なしと判断し、再公募を行う。

食から始める健康「食生活改善啓発イベント」に係る企画提案競技審査表

令和5年10月〇〇日

審査員名 ()

参加事業者 審査項目 (各項目配点5点満点)		コメント欄
①全体企画に関すること ※仕様書に沿った提案がなされているか。		
②イベント運営に関すること ※支障がでない運営体制等の提案がなされているか。		
③会場施設に関すること ※安全で効果的な会場設営の提案がなされているか。		
④告知に関すること ※イベントの告知に効果的な提案がなされているか。		
⑤企画から実施までのスケジュールに関すること ※計画的な業務スケジュールになっているか。		
⑥予算等に関すること ※経費の積算に無駄がなく、妥当であるか。		
合計 (配点30点満点)		